

# 吸収分割に関する事後開示書面

2022年1月7日

株式会社あきんどスシロー  
株式会社FOOD & LIFE COMPANIES

2022年1月7日

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号  
株式会社あきんどスシロー  
代表取締役社長 堀江 陽

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号  
株式会社FOOD&LIFECOMPANIES  
代表取締役社長 水留 浩一

### 吸収分割に関する事後開示事項

株式会社あきんどスシロー（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社FOOD & LIFE COMPANIES（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2021年11月5日付吸収分割契約に基づき、2022年1月1日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が吸収分割会社の全事業に関して有する知的財産権及びこれらに関して有する一切の権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関し、会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条各号が定める事項が、以下のとおりであることをご報告致します。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年1月1日

2. 吸収分割会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1)吸収分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2)反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3)新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4)債権者の異議

吸収分割会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年11月15日付で官報公

告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、本吸収分割においては、本吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継される権利義務について知れている債権者はありませんので、会社法第789条第2項の規定による催告は行っていません

3. 吸収分割承継会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1)吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2の規定による請求権は発生しません。

(2)反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第797条第1項但書に定める場合に該当するため、会社法第797条の規定による手続は行っていません。

(3)債権者の異議

吸収分割承継会社は、2021年11月15日付官報公告及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第799条第2項及び第3項に定める公告を行いました。が、同条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、2022年1月1日をもって、吸収分割会社の全事業に関して有する知的財産権及びこれらに関して有する一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2022年1月14日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上